

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あわら市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福井県あわら市長

公表日

令和7年11月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	あわら市は、地方税法及びあわら市市税条例に基づき固定資産税に関する事務を行っており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①固定資産税の賦課・更正決定に関する事務 ②固定資産税の減免等に関する事務 ③固定資産税の納税義務者、納税管理人等の送達先に関する事務 ④固定資産税の調査・照会に関する事務 ⑤固定資産税の賦課処理に係る各種台帳及びその他関連書類の管理に関する事務 ⑥固定資産税に係る各種証明書の発行に関する事務
③システムの名称	・固定資産税システム ・eLTAXシステム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税課税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条別表中第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税(同法第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下この条において同じ。)に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」又は「地方税関係情報」と掲げられているもの
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部 税務課 〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号 電話 0776-73-8012
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 税務課 〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号 電話 0776-73-8012
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、作業の実施にあたっては、複数の職員で確認を行うなど適正な処理を行っている。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	団体内統合宛名システムへのアクセスは、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定し、適切に権限管理を行うことで、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)による不正使用の対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	税務課長 中林 敬雄	税務課長	事後	
令和1年6月20日	しきい値判断基準日	平成27年10月1日	令和元年6月1日	事後	
令和7年11月21日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	固定資産税課税ファイル	固定資産税課税情報ファイル	事後	
令和7年11月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表24項	事後	法令改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号及び別表第二中第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 【情報提供】 なし	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条別表中第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税(同法第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下この条において同じ。))に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」又は「地方税関係情報」と掲げられているもの	事後	法令改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	総務部税務課	市民生活部 税務課	事後	人事異動に伴う部署名等変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	あわら市財政部税務課 住所: 〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号 電話番号: 0776-73-8011	市民生活部 税務課 〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号 電話 0776-73-8012	事後	人事異動に伴う部署名等変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	あわら市財政部税務課 住所: 〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号 電話番号: 0776-73-8011	市民生活部 税務課 〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号 電話 0776-73-8012	事後	人事異動に伴う部署名等変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和7年10月31日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和7年10月31日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	IV. リスク対策 8. 人手を介入させる作業	-	新規	事後	様式の改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	IV. リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	新規	事後	様式の改正による変更であり、重要な変更には該当しない